

第十九回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第十一号

昭和二十九年三月十八日(木曜日) 午前十時四十分開議

出席委員

- 委員長 稻村 順三君
- 理事 平井 義一君 理事 八木 一郎君
- 理事 山本 正一君 理事 高瀬 傳君
- 理事 下川 儀太郎君 理事 鈴木 義男君
- 大久保 武雄君 船田 中君
- 山崎 巖君 粟山 博君
- 早稲田 柳石 門君 飛鳥田 一雄君
- 田中 稔男君 三輪 壽壯君
- 辻 政信君

出席政府委員

- 内閣官房長官 福永 健司君
- 委員外の出席者 吾孫子 豊君

参考人(日本国有鉄道)

- 参考人(日本国有鉄道) 小泉 光治君
- 中央執行委員 中村 順三君
- 参考人(日本国有鉄道機関車労働組合副委員長) 中村 順三君
- 専門員 亀井川 浩君
- 専門員 小関 紹夫君

三月十七日

委員池田正之輔君辞任につき、その補欠として中村梅吉君が議長の指名で委員に選任された。

三月十七日

恩給法の改正に関する陳情書外一件 (岡山県川上郡成羽町 大字 成羽二千五百三十二番地 小坂喜代二外四十三名) (第一九七六号)

南九州財務局の存置に関する陳情書 (鹿児島県鹿児島郡谷山町 長桑鶴実外一名) (第一九七七号)

水産行政機構の拡充強化に関する陳情書 (東京都漁船保険中央会会長 秋山俊一郎) (第一九七八号)

を本委員会に送付された。

本日会議に付した事件

科学技術庁設置法案(松前重義君外七名提出、衆法第三号) 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平井義一君外三名提出、衆法第一二二号)

○稲村委員長 これより開会いたします。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題とし、その趣旨の説明を求めます。平井義一君。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

2 改正前の恩給法第三十八条ノ四に規定する勤務に係る者に対する前項の規定の適用については、同項中「八月」とあるのは「一年八月」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○平井委員 ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表いたしました。提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

公務員の在職年に対する加算制度は、旧軍人関係恩給との均衡上及び給与面における改善の実情にかんがみ、原則として廃止され、たゞ改正恩給法の施行当時、現に在職する公務員の在職年の計算については、本年三月末まで、従来の規定により加算されることとなりましたことは、御承知の通りであります。

しかるに、蒸気機関車乗務員等のごとく、不健康かつ危険な業務に従事する職員は、通常の業務に従事する職員に比べて、永年勤続することがほとんど不可能であるばかりでなく、多くは、短命に終わっている実情であります。日本国有鉄道、日本専売及び日本電信電話の各公社においては、これらの実情に即する措置を講ずるため、公共企業体等共済組合法を、目下せつかく考究検討しているところであり、ここにござりまする。不健康業務に従事する職員の在職年の取扱については、これにかわるべき制度の決定を見るまで移行期間をさらに一年延長し、ついで、移行による空間を補うための措置をいたそうとするものであります。以上はなほ簡単ではあります。

○稲村委員長 次に質疑に入ります。参考人として日本国有鉄道労働組合中央執行委員小泉光治君、日本国有鉄道機関車労働組合副委員長中村順三君が見えております。参考人の方には御質疑に応じて参考意見をお述べ願いたいと存じます。質疑の通告があります。これを許します。高瀬傳君。

○稲村委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○高瀬委員 ただいま平井君より提案になりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の審議に際しまして、これに関連して国有鉄道の厚生局長にその所見を伺いたいと思ひます。

○吾孫子説明員 たいへん遅れて参りました。申し訳ございませんでした。私の方も実は早く伺わなければならぬと思つて待機しておつたのでございませぬが、ちよつと連絡に行き違ひがございまして、おそくなつて申訳ございませぬ。それから次長云々のお話は、私全然存じませぬで、本日お呼びがあればもちろん私伺つてもりでお待ちしておつたのであります。遅れましたことはお許し願ひたいと思ひます。

○高瀬委員 ただいまの点はそれで承りました。

○稲村委員長 それでは厚生局長に伺いますが、この法律の一部を改正する法律案は、いわゆる機関車乗務員の特殊性にかんがみまして、通算の点で一年を一年半に加算して考へるといふ一つの改正法律案であります。これはおそらく将来公共企業体共済組合法というものができますれば、その中にこの思想を取入れられることと思ひますが、そういうような点について、当事者として公共企業体共済組合法を一刻も早くつくる意志があるかどうか、またその際この法律案に盛り込まれた思想を公共企業体共済組合法制定の際には必ず入れらるべく努力されるかどうか。それかもう一つ、当局者としてこれらの改正を希望しておるかどうか、この機関車乗務員の勤務の特殊性にかんがみまして、国会でわれわれが提案しておりますところの法律の一部と改正する法律案の内容について賛意を表し、特に当局者としてこれを希望しておるかどうか、これらの点をお答え願ひたいと思ひます。

○吾孫子説明員 たいへん遅れて参りました。申し訳ございませんでした。私の方も実は早く伺わなければならぬと思つて待機しておつたのでございませぬが、ちよつと連絡に行き違ひがございまして、おそくなつて申訳ございませぬ。それから次長云々のお話は、私全然存じませぬで、本日お呼びがあればもちろん私伺つてもりでお待ちしておつたのであります。遅れましたことはお許し願ひたいと思ひます。

○吾孫子説明員 たいへん遅れて参りました。申し訳ございませんでした。私の方も実は早く伺わなければならぬと思つて待機しておつたのでございませぬが、ちよつと連絡に行き違ひがございまして、おそくなつて申訳ございませぬ。それから次長云々のお話は、私全然存じませぬで、本日お呼びがあればもちろん私伺つてもりでお待ちしておつたのであります。遅れましたことはお許し願ひたいと思ひます。

○吾孫子説明員 たいへん遅れて参りました。申し訳ございませんでした。私の方も実は早く伺わなければならぬと思つて待機しておつたのでございませぬが、ちよつと連絡に行き違ひがございまして、おそくなつて申訳ございませぬ。それから次長云々のお話は、私全然存じませぬで、本日お呼びがあればもちろん私伺つてもりでお待ちしておつたのであります。遅れましたことはお許し願ひたいと思ひます。

○吾孫子説明員 たいへん遅れて参りました。申し訳ございませんでした。私の方も実は早く伺わなければならぬと思つて待機しておつたのでございませぬが、ちよつと連絡に行き違ひがございまして、おそくなつて申訳ございませぬ。それから次長云々のお話は、私全然存じませぬで、本日お呼びがあればもちろん私伺つてもりでお待ちしておつたのであります。遅れましたことはお許し願ひたいと思ひます。

○吾孫子説明員 たいだいまお尋ねのありましたその一部改正に関する法律を改正して一年間さらに延期するといふ点につきましては、機関車関係の従業員の仕事の特殊性というものに對しましては、私どもも常に同情の念を申しましたか、何か優遇の道を考えなければならぬという立場で、平素も考えておりますので、できますれば、ぜひ御提案の通りこの適用期間を延期していただくということをお願いいたしたいと存じております。

それからも一つ、現在案になつております公共企業体共済組合法という特殊の法律が出た場合に、機関車乗務員についてどういふふうに取り扱ふかという点につきましては、現在まだこれは部内限りというふうな状態でございまして、この問題については組合側との間でも数回話し合ひをいたしてございまして、最後の確定案というところまでは実は参つておりませんが、今までの恩給法の精神というものは、新しい共済組合法案の中においてもぜひ生かして行こう、こういうふうな考えで話し合ひをいたしてございまして、一応の結論は出ておるのでございますが、実は共済組合の性質上、やはり単に条文にして文章を書くというだけでは足りません。当然これに伴つていろ／＼組合としての計算の基礎というふうなものもはつきり裏づけなければならぬと存じますので、確定的なところに至つておりませんが、方向といたしましては現在作業中の共済組合法案の中にも、機関車乗務員については従来の加算制度の精神を生かすような措置を講じた

い、そういう考で準備を進めておる

ような次第でございます。○高瀬委員 なおこれら提案者にも伺いたいし、当局者側にも伺いたいのであります。機関車乗務員の中で、恩給法のいわれる若年停止というものが五十五才になつておられますが、これを五十五才にしてもらいたい、非常に勤務が過勞なために機関車乗務員に関する限りは五十五才では若年停止の年限が長過ぎる、五十五才にしてほしいという意向があるようでありますが、これらの点について一応提案者と当局者側との意向をちよつと伺つておきたい。

○平井委員 高瀬委員もすでに御承知のように、機関車乗務員に従事する者から見て、非常に苦勞の職場に勤める人よりも非常に苦勞が多いし、また長く勤めることもできない。従つて恩給年限が五十五才まで行くとなか／＼生きておられぬ。その間に健康を害して死ぬ者も多い。そこで若年停止を五年間上げたいということ、十分われ／＼考慮しておられるのであります。なるたけ今の高瀬委員の趣旨に沿いたい、その節には高瀬委員にも協力を願ひして五十五才に上げた、こう考えておる次第であります。

○吾孫子説明員 今平井先生からお話のございましたような考え方でおるのでございますが、ただ共済組合の年金制度といふのは、御承知のごとく恩給制度とはちよつと違ひまして、一種の保障制度でございます。やはり財源の關係も問題になつて参りますので、これは未確定の案でございますが、私の考え方としましては、原則は五十五才であるが、五十五才を越えた者で生活能力を喪失するとも申しましよう

かそういうような場合には繰上げて年金の支給を開始できるというふうな線案をまとめたらいかがであらうかというところで今作業中でございます。まだ確定的な結論には到達しておりません。

○高瀬委員 たいだいまのお二人の説明がよく了解いたしました。将来公共企業体の共済組合法をつくる場合は、この恩給法の五十五才という一律的な弱年停止の恩恵に對しては、勤務の特殊性を考へて、機関車乗務員のような場合は五十五才にするところを取入れて、恩給法の悪いところを改善するよ

うな趣旨で善処していただきたいことを希望として申し述べます。それから私はこれに関連して一言厚生局長であり、前職員局長である吾孫子君に伺いたたいのでありますが、実はこの間東北線の西那須野から汽車に乗りましたところが、停車場の建物に一面一種の宣伝ポスターが裝飾とも言へべきほどにまばゆいくらい張紙してある。これは労働組合がやつたのだと思ふのです。文句を言へば、たとえば長崎総裁を罷免せよというのがある。ろ／＼なポスターの間に張つてある。不当職員絶対反対、年末手当一・五箇月分支給せよ、MSA再軍備絶対反対、消費者米価値上げ反対というふうなもの、ちよつと去年の歳末の闘争で張つたものも転用しておるよに思ひました。去年はMSA受入れ反対、生産者米価を引上げよ、あるいは消費者米価の引上げ反対、長崎総裁の退陣要求、実力行使、年末手当一・五箇月分支給せよ、仲裁設定完全実施、こういうふうなポスターを張つておつた。それを大分流用しておるよであります。

す。しかし中には特に私の目をひいたのは「長崎総裁を罷免せよ」というのが手ぎわよくこれらのポスターの間に張つてある。一体ああいうような公共の建物を私有視して、かつてにああいうことをすることを国有鉄道で許しておるかどうか。ああいうものを張つた場合に、これをばがす権能が経営者側になのかどうか、これをひとつ吾孫子局長に伺つておきたい。

○吾孫子説明員 どうもはなはだごまごまごしたところをお見せしてしまいました。もちろんそういうビラ、宣伝ポスターというふうなものは労働組合側の闘争戦術として張られてはいるわけでございますが、公共の建物である鉄道の業務機關その他に張つていいということでは常識から考へても許されな

いことではございまして、この点につきましては、国鉄の当局側としてはしばしば労働組合に對して注意を喚起いたしておられますし、また張られましたそれらのものに対しては、もちろんこれをばがすように命令もいたしておりますし、また力の及ぶ限りはがすようにいたしてはおりますのでござい

ます。しかしながら実際の状況を申し上げますと、これは場所にもよるのでござい

ますけれども、何分にも非組合員の方は人数も少うございまして、はがしましてもすぐあとにそれよりも多いものをまた張られるというふうなこともございまして、場合によりましては、当局側の方が、はなはだ不経済な話であります。臨時人夫等を雇つてはがすというふうなことをやつたこともあるのでございまして、なか／＼それが間に合いませんので、見苦しいところ

をお見せいたしました。恐縮に存じております。今後も組合側にも十分了解をしてもらひまして、ああいうことのないようにさらに組合側にもよくお話をすると同時に、また当局側としてもできるだけ早くああいうことをなくすように手を打ちたいと思つております。○高瀬委員 たいだいまの御答弁ですが、当局としてはああいう張紙をした場合に、ちやんと法規にのつとつてそれをばがしてしまふという、法律的根拠は持つておられないのでありますか。

関車の横腹に「長崎総裁を罷免せよ」というビラを張つて機関車が走つておる。こうなるとわれ／＼は公企業として

の日本国有鉄道というものをあまり安心して信用できない。駅長はその張られるままにぼろつと見ている、労働組合の諸君はかつて、おれらの主張だから張つちまへ……。私は去年この鉄道会館の問題が決算委員会で取上げられたのは、いわゆる国鉄の幹部が国有財産というものを私有視しておるのではないかと疑いから来ておると思ふ。従つてこれは何人といへどもあ

いふふうな公共の国有財産を私有視することは許されない。これは国鉄の幹部たる労働組合員と違ひはないと思ふ。そこで私は非常に問題にするわけで、その日に私はさつそく国鉄を訪問して、あれを全部ひつぱがしてくれというのを広瀬文書課長まで、私は準備を着いたその足で国鉄を訪問して申入れて来た。その後どういう状況になつてゐるか私は知りませんが、その点についてその後何か鉄道で処置されたような模様があるかどうかお伺いしたい。

○吾孫子説明委員 たいまお尋ねのございました点については、現在のところ私実生局におりますので、その方の書面その他を一々見てはおりませんけれども、当然各所管の管理局長から注意を与えておるはずであると思ひます。

○高瀬委員 それではぜひとも吾孫子局長から国鉄総裁に、当委員会の私の發言を公式に報告されました、かくのごとき醜態は国有財産を私有視しておることでありますから、嚴重に取締つて、また労働組合が何であらうとこれを

をひつぱがしていただきたい。こういうことを総裁にお伝えおきを願ひたい。

それから今度は私は労働組合の小泉君と中村君に伺いたい。私は国有鉄道のあの庁舎を訪問するたびに驚くことは、まづ玄関を入つてまづ先に「再軍備反対」という国有鉄道の労働組合の掲示がある。一体あれはどういう趣旨であらうか、公の建物の中に、しかも入つたらすぐの玄関に、どういふ理由で張つてあるのか伺いたい。

○小泉参考人 たいまの御質問に對しまして、私たち国鉄労働組合といつたしましては、御承知の通り今資金の問題、あるいは幹部の反対闘争といふこととで今闘争を續けておるわけでございまして、私たちの考え方といつたしましては、私たちの貸金問題を解決するにいたしまして、その他の労働条件の改善、こういうことは結局現在の国の政治のあり方、いわゆる政策のあり方に大きく影響されて来るといふふうには私たちが考えております。そこで再軍備反対について私たちが大きく取上げ、そうして私たちの生活を守るためにはどうして国の政治を正しい方向に直して行かなければならぬのだといふような主張から、再軍備の問題あるいは物価の問題等を取上げて、それと同時に私たちの生活の改善のために私たちは戦つて行きたい、こういうことと趣旨があつて、面に現われて来ておる。そこで公共の建物についてああいうビラを張ることのよしあしにつきましてもいろいろ御意見はあると思ひますが、私たちが直接私たちの氣持を一般の国民にどうして通知していただきたい、このことのために広く皆さ

に私たちの氣持を伝えるためにいろいろな戦術をとつておるわけでありますが、街頭に立つて皆さんに訴へるといふことも一つの方法でありましようし、あるいはまたビラをもつて皆さんにこれを認識していただくといふことも一つの方法だと思ひます。そこで私たちがどうしても手近にある、そうして一般の国民の皆さんに二人でも多く目につくような方法を、どうしてものと、実は私たちがあまり見苦しい方法ではやりたくない。あるいはまた駅のいろ／＼な掲示その他に悪影響のない、さうした掲示その他に悪影響のないように、さうしてしかも一般の人々に十分に認識していただくといふことのために、ああいう方法をとつたのであります。いろ／＼とおしかりの点も私たちがわからないではないのであります。私たちが立場も十分ひとつ御認識を願ひたい、御了承を願ひたいと存じます。

○高瀬委員 たいまの小泉君の御答弁であります。私をして言わしめること、またMSA受入れ反対、ああいうことを公共の建物を私有して張るといふことは、いわゆる労働闘争といふ労働組合の諸君の本来の姿からかなり逸脱しておるのではないかと、しかも一つの経済闘争といふ域を越えて、これは一種の政治闘争にまで行つておるのではないかと思はれても、私は労働組合の諸君は一言も言ひません。しかかもこれは、むしろ極端に言へば、公共企業体労働関係法に違反しておるのではないかと疑ひすら私は持つのであります。そこで一体労働組合の諸君は、今

後ともああいふふうな闘争方針を採用して行くつもりであるかどうか、これは非常にわれ／＼として問題だ。たとえば、去年の暮れの十二月二十五日のちよど日に、五千台くらい日本の全部の機関車が、一斉に汽笛を鳴らして、それを台図に違法闘争といふことをやつたのを私は覚えております。これなども明らかに機関車を、機関車労働組合の諸君が私有物視している証左ではないかと思つて、私は非常に遺憾に思つてゐる。やはり機関車労働組合と国有鉄道労働組合の両方の幹部は、さういふふうな公共の物を私有物視し、また経済闘争の域を越えて、いわゆる政治闘争まで断行して行くのかどうか。今後の方針を私は一応承つておきたい。なぜかといふと、私どもは公手に皆さんのいわゆる待遇改善の問題について——決して思に着せるわけではありませんが、私は去年の十六国会において、機関車乗務員諸君の加算の問題について協力した。われ／＼は公平な立場でさういふことをしている以上、一方労働組合の諸君も、この日本の国家的危機といふか、現状をよく認識されて、ただ自分たちは何でも主張するのだ、かつてにやるのだ、国民に迷惑をかけても何でもかまわない、そのかわり都合のいいことは国会へ持ち込んで頼んで通してもらうのだ、これでは日本再建もできないし、国の秩序も立たないし、一つの企業体の秩序、能率が上らないと思ふ。だから一体今後ともさういふふうな闘争方針を労働組合の諸君がやつて行くつもりかどうか、これを聞きたいことと、さしづめの問題として、あなた方は労働組合の幹部としてあの張紙を全部はがせと

いう指令を出す意思があるかどうか、これをひとつ伺つてみたいと思ひます。

○中村参考人 ポスター、ビラその他組合のとつた戦術についてたいへんおしかりを受けておるわけでございまして、これはもちろん国鉄公社の中には現在労働組合が二つございまして、それ／＼の性格は異つており、とる戦術その他については若干の相違はございまして。しかし総体的に申しますならば、私どもももちろんこのビラという戦術を昨年末以来採用したことも事実であります。しかし私どもの組合といつたしましては、一応政治的な意味を多分に含んでおるようなものはなるべく回避したい。と申しますのは、労働組合の本来の使命であるわれ／＼が考えておるものは、経済的な要求の獲得で、政党の間においてささ易に解決のつかない政治的な問題を取上げて、組合の中に持ち込んでとやかく言うといふことは、私どももみずから好まなわけでございます。しかしながら私どもが採用したビラの中には、あるいは仲裁裁定の完全実施、それから年末手当あるいは年度末手当の支給、さういふようなものを含んだものを張つたことも事実であります。私どもの職場といたしましては、機関区が主体でありますので、主として部内の組合員に周知徹底せしめる、このような考え方でおらなければならぬといふことを徹底せしめるといふ趣旨のもとに張つたわけでございまして。今日まで機関車労働組合としてはさういふ考え方で行つたわけでありまして、それから昨年の汽笛吹鳴であります。これは組合で申しますならば、関

三

三

争が烈になり、われ／＼の生活不安から来るところの精神的な混乱状態は、ややもすれば重大な運転事故も惹起しかねないというようなことは當時の状況としてはあつたのであります。このような重大運転事故を惹起せしめては、われ／＼の職場の闘争は別といはしても、対社会的にまことに相済まない、かような考えに基きまして、この生活不安から来るところの精神混乱上の運転事故防止の決意を新たにす意味で、若干行き過ぎの点もございまして、このような意味合いのもとに、この汽笛吹鳴を行つたものでありますので、この点は御了承願ひたいと存じます。いろいろ今後の職行の問題もございまして、私どももいたしましても、なるべく社会的にいわれる輿論の支持ということから、刺激は避けたい、このように考えておりますが、私は問題の核心がほとんどに解決されないで、私どももいゆる生活を守るために死にもの狂い、このような考え方で今日まで参つたのであります。若干行き過ぎの点のあつたことは御了承願ひたいと思ひます。

○小泉参事 たいへんおしかりを受けて、私どもの闘争が非常に政治的ではないかというようなお話をございまして、これにつきましても、私どもも労働組合として、もちろん労働組合本来のいゆる使命にのっとりまして、経済的な要求もいゆる私どもの社会的地位の向上であるとか、経済的問題の解決、こういうことが労働組合としての使命であるというところは十分認識しております。ところが私どものすべての問題が、この政治と切り離すことのできない状態にあることは御承知の通りであります。そこで再車輪の問題にいたしましても、MSA受入れの問題にいたしましても、これはみな私どもの生活に直接関係があることで、どうしてもそういう問題にまで突極的には発展して行くのだというふうな私どもは、私どもは、労働組合としてしながら、私どもは、労働組合として問題にはやはり労働組合として、たまたま中村君も言われましたように、あまり行き過ぎの点は十分に是正して行かなければならないということはお考えしております。しかし、昨年末の闘争にいたしましても、それに引続いて現在私どもが關つておる問題にいたしましても、いろいろと部内では問題はありますが、結局今私どもがやつておるような方向にまで発展せざるを得ないというところで、今このような状態になつておるわけでありまして、ただいまの高瀬先生の御意見も十分参照いたしまして、私どもの今後の闘いにつきましても、十分改善して行きたい、こういうふうな考えをしております。

それからもう一点、現在張られておる公共建物に対するピラをただちにはがすという指令を出す意思があるかどうかという点につきましても、実はきよく私は委員長の代理で来ておりますので、この点は歸りまして、また機関にはかりまして、高瀬先生の意向も十分お伝えいたしまして、われ／＼の態度をきめて行きたい、かように考えております。

○高瀬委員 大体御意向はわかりました。私がここで結論を出してどうこうということをおなの方を要請しても、なか／＼きまりませぬでしようが、とにかく国有鉄道の労働組合の待遇改善、あるいはいろいろの宝鏡、この点は私はおやりになつてけつこうだと思ひます。しかし、それをおやりになることによつて、目的のために全然手段を選ばぬというふうな感じを与え、あるいは一般国民の信頼感を喪失するようないやうなやり方については、ぜひとも十分なる注意を私われ、日本再建のためには御協力願ひたい、こういう趣旨で私は申し上げておるのであります。国会としても皆さんのお立場の擁護については、別に社会党ばかりがやるのじやありません。そういう点でいいと思ひます。自由党でも改進黨でもやるわけでありまして、ひとつそういう点について、もう少し秩序よくやつていただきたい、私はこの希望を述べて終ります。

○大久保委員 関連して、私もただいまの組合長の根本的な御方針には非常に満足いたしますけれども、現実に起つておる問題は、先ほどの高瀬委員の御発言のような点があるわけでありまして、たとへば吉田内閣打倒とか、あるいはその他の一連の政治政策反対、こういうことが国民の声として上ること、私はもちろんさしつかえないと思ひます。あるいは街頭においてやられ、あるいは国会においてやられ、あるいは労働組合の建物に御掲示になるのはさしつかえないと思ひます。しかし公共の建物にこれを掲げる、しかも官庁でありますとか、あるいは公共企業体の建物にこれを掲げることは、かなり重要な問題ではないかと考えております。私もこの機関車乗務員に關しましては、きわめて同情をいたしております。私自身昨年の秋機関車に乗りまして九州線を旅行いたしました、御苦労の状況をつぶさに拝察いたしました、何とかこの熱情を湧かしたものであります。この国鉄に限らず、政府打倒といつたようなピラないし掲示が、ほとんど国有資産で経営されておる企業体——この国有資産は、総選挙によつて、与党である政府が国民の財産として管理しお預かりする責任を持つておる。その政府は国会の議決によつて構成される。こういう場合に管理者がそれをそのままにしておかれる。あるいは注意されてもはがされない、こういうふうな場合に、一体管理者は政府に対していかなる責任をお持ちになるものであるか、これをひとつ国鉄当局から承りたいと思ひます。

○吾孫子説明員 むずかしいお尋ねでございますが、もちろん公共企業体の経営当局といたしましては、公共企業体の財産というものは、国民から信託されたものという考え方で、それ／＼の公共企業体の目的を定めておられます設置法あるいはまたたいたい例に上つておりますような問題の場合には、公共企業体労働関係法に定められております目的に沿つて、公共の目的に合致するように事業を営み、資産を管理して行かなければならない責任がございまして、この点につきましても、実は先ほど高瀬先生の御尋ねの際に、われ／＼努力はしておりますが、力及ばず、あのような醜態をお見せして申訳ないということをおわび申し上げたわけでございます。政府に対して、どういふふうな責任になるのかという御質問の点は、どういふふうにお答え申し上げたらよろしいのか、ちよつとわかりにくい点もありますが、私どもとしましては直接には、運輸大臣の監督を受けておるので、これらの点につきましても、現実の問題としては運輸省からもいろいろおしかりを受けておる。そのおしかりに対して、そういう事態を再び起させないように、私ども自身極力努力もいたしまして、またそういう点については相手方でありまして、組合側ともよく話をいたしまして、そういうおしかりを受けることのないように、今後とも一層努力いたしたいと思ひますので、お許しをいただきたいと思います。

○大久保委員 もう一点お尋ねしたいと思ひますのは、私ちよつと遅れて参りましたので、あるいはすでに提案理由の説明のときに御説明になつたかもしれませんが、この提案理由説明を今ちよつと拝読いたしました、機関車乗務員のことを取上げてあるようでございます。私もこれは先づ先に機関車乗務員の恩給加算制度につきましては、私が機関車に乗りました体験からいたしまして、取上げなまればならぬこ





かなる人も食糧の満足ばかりでなく、神経、ナーヴの保護という事を考へる。これは食糧以上に重大な問題である。そういう点から責任を感じてやつていただきたい。私は老いたりといえども率先して機関車に乗つて、皆様の御苦勞を知りたいと努めたのであります。そのときに私の友人や家庭の者はとめました。けれども私は乗りました。私は必要な場合には、もつと自分の健康を心配される状態において、議員である限りにおいては、勇敢に自分から試みようというその勇氣と意思、信念においては欠けるものではないということをお願いしたい。それだけあなた方も今後十分自覚していただきたいことを希望するものであります。

○鈴木(義)委員 先ほどから高瀬委員、大久保委員その他から質疑がありまして、そのまま記録に残りますと誤解を生ずるような点があります。私どもの違つた意見もあり得ることを申し上げておく次第であります。

○国鉄の營造物は国有であることはもちろんであります。しかしあそこには公認せられておる労働組合のための告示事項を掲示する場所を与えることは当然である。それを利用することもまた当然であろうと思つてあります。何か厚生局長は申訳ありません。今後はやらせないようにいたしますと、かようなことをおつしやいますか、そういうものではないかと思つてあります。但しここに張るもの内容については、大いに議論がありましよう。長崎総裁罷免せよというふうなことを張るのはナンセンスである。日本国民は憲法によつて保障せられたる請

願権を持つておるのでありますから、労働組合が長崎総裁を罷免すべきだと思つたら、それを決議して運輸大臣に陳情し、あるいは国会に向つて請願をすればよろしいことではどうかと思つてあります。しかし○二を実施せよとあるいは労働組合として、当然の要求を張るといふことは、一向さしつかえないと思つてあります。将来は、どこかの營造物でもそうでありませうが、不便をしても組合のために与える余地を存すべきものであると思つてあります。そこを組合として当然の要求は掲示してさしつかえないと私は考へる。再軍備支村とかあるは、罷免とかいふことは張るべき事項に入つてないと思つてあります。またむやみに玄關からべた／＼張ることはよろしくないと思つてありますが、張るべき場所に張るといふことなら、一向さしつかえないといふことを考へておりますが、厚生局長からその点についての決意を明らかにしていただきたいと思つてあります。

○吾孫子説明員 まつたくお説の通りでございます。国鉄の業務機関である建物の中には、どこかの場所にも掲示場というものがありません。その掲示場に組合が正式の手続を踏んで張つておる掲示もたくさんあるわけでありませう。ただ問題になりますのは、所定の場所以外に、当局側の注意を聞かないで張るといふのが、今問題にお取上げになつておることでありまして、当局側としましては、少くとも部内の職員に組合がいろいろなことを周知徹底せしめるのに困らない程度の掲示の場所は提供しておるつもりでございます。

○下川委員 せつかくいい法案が現実化されようとするのに、あまりお説教が多いように考へます。(当然だ)と呼ぶ者あり(当然)のように思へます。それは表面の事象だけをとらえておつて、その根本を追究しておらない。もちろん労働組合が経済闘争やいろいろな政治闘争をするでしょう。その場合その根本はどこにあるか。労働組合側としてもいろいろな反省のこともあるかもしれない。しかし政治の貧困で、結局大砲かバスターか、こういう大きな問題まで投げかけられておるときに、組合を自分自身も、そういう経済闘争をするといふこと、その掲示上のいろいろな問題については議論があるでしょうが、一応の反省が必要になつて来る、だから向うを責めること以外に、政府当局もわれ／＼自身もそういうふうな反省を一応抱いて、その上で相手をお説教しなければならぬといふことをわれ／＼は痛感いたします。議論をしたらきりがありますから、すみやかに満場一致でこれを決定していただきたい。

○稲村委員長 最後に、平井委員より発言の通告がありますから、これを許します。平井君。

○平井委員 昨年恩給法の二部を改正いたしました。さらに今回改正いたしましたのであります。不健康あるいは危険業務に従事する方々の加算を一年延長する、この改正法につきまして、各党の内閣委員の方々におきましては、非常に努力をしておりました。満場一致今日提案をするに至りましたことを深く感謝する次第でございます。先ほど来、改進黨、社会党その他の方々から御意見がありました。御意見は

皆われ／＼の国鉄を愛するがための議論と思つております。従つて本日列席をしていただきました小泉執行委員並びに中村副委員長におきましては、国鉄と国民は切つても切れない関係にあるという点をよく考慮いただきまして、将来とも組合の発展と、日本国鉄の発展をいねがうわけでありませう。従つて本法案は、すみやかに採決あらんことをお願いいたします。

○辻(政)委員 ごく簡単に。この法案に伴う予算措置の説明が欠けておりますが、どうなつておりますか。

○平井委員 ただいまの質問でございますが、これは八箇月延長いたしましたのに對して、きつに有効期間を一年延長するのであります。すなわち昭和二十九年にやめない人には適用いたしません。従つてやめる人が何人あるかしれません。死ぬ人もあるのではありません。死ぬ人とやめる人を勘定してみませんが、勘定すれば大して予算経費には関係はないといふことで、政府といたしましては、法案をみずから改正をする意向はなかつたのであります。私どもは政府と打合せまして予算とあまり関係がないので、本回に限つては黙認してもらおうといふことで提出した次第であります。

○稲村委員長 他に御発言はありますか。なければ、討論はこれを省略し、採決をいたします。恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、平井義一君外三名提出、衆議院第十号、右案に賛成の諸君の御起立を願います。(総員起立)

なほ本案についての委員会報告書の作成については委員長に御一任願ひます。

○稲村委員長 次に科学技術庁設置法案を議題として審査を進めます。質疑があればこれを許します。政府委員は官房長官です。平井義一君。

○平井委員 この科学技術庁設置法案は議員提出であります。すなわち松前重義君外数名の議員によつて提出をされておるのであります。御承知のごとく、科学兵器におきましては、日本が今日いかなることをやりましたか、アメリカやソ連に追いつかぬ、従つて軍隊もない日本でありませうから、科学兵器の面におきましては必要がないのであります。敗戦後の日本において、技術面において世界各國と伍して行く、技術が進まなければならぬといふ御提案に對しましては、私も了と申すものであります。従つて産業革命と申しますか、産業改善に技術の力をもつて尽して行きたい、この狭い日本が将来進まざるべき道は科学技術あるのみであるといふ趣旨にはまつたく賛成であります。御承知のごとき現在の日本の経済的動向におきまして、はたして予算措置あるいは人員すなわち定員の面において、これが実現が可能であるかどうか、この点をひとつ政府代表として、福永官房長官に政府の意向をお尋ねする次第であります。



うことは、はたして現内閣の諸公の今日のあるがままの姿においてそういうことが許されるものであるかということとをひとつ反省を願いたいと思う。私は日本は敗戦国といえども総力をあげて、日本国の文化の向上と、力強い復興に大きな歩みを踏んで行きたいということをお願いしておるものである。

そういう点から考えて、およそ物には順序がある。かくのごときものはあまりに大きな問題であります。がゆえに、万人にも考えられるような常識で判断がつくと思う。私はこの国民大衆の平凡なる常識の判断からいつて、政府にその所信を伺いたいと思うのである。従つてこの技術庁のごときはもつと深く広く考えて、ただ原子爆弾ができた、それが潜水艦に應用せられたというふうな、人の国の秘密兵器の報道を聞いて、それがあつたか物の生産にすれば何千倍になるとか、ホース・パワーにすれば何万倍になるとか、というような、そんな簡単な考え方で日本国民に現実の幸福と安全感をもたらすものじやない。第三次革命なんということをこの原子関係において考えることは低級もはなはだしいことと思つておる。英国なりアメリカなりで原子力はホース・パワーにしてどんな大きな力を持つといつたところで、私は産業の上に革命なんということを考えることはきわめて卑近な判断であつて、それは一部のジャーナリスとの表現にすぎない。優秀な経済学者、優秀な政治学者、政治家というものはそんなことは考へていないと思う。なぜかとなれば、もしそういうものが第三次産業革命なりとして現実にそれが現れた場合において、これは物が高くなるとか安

くなるとかいろいろそんな小さな問題ではない、もつと深刻なところに行つて経済機構、政治機構、社会機構、宗教観念というふうなところまで大きな変動をもたらすことは火を見るよりも明らかである。平凡な私といえどもその結論を予想し得るのである。そういう重大なるものを考えるときにおいて、この貧弱なる日本が技術庁を置くというならば、適當なる技術指導、国の進歩發達文化の向上を期するところに太い線を描く。このために政府当局者は非常に強い高邁なる信念が必要であると私は考えるのであります。

○福永政府委員 いろ／＼お話を伺つたのでございませうが、まづ政府におきましては決して現実の民生の安定を無視いたしまして、高度の科学研究等に走るということを申しておる次第ではございませぬ。ただいまの御注意のごとく、国情相応の処置をそれ／＼とつて行かなければならぬと考へておる次第でございませう。従いまして、原子力の研究等につきましては、やはり今申しましたような観点においての願望をいたしておるわけでございます。さきに行われましたところの三党による予算修正、これが衆議院で成立いたしましたので、この院議を尊重することに政府はやぶさかではございませぬ。でございますが、また一面におきまして、後段にお触れになりました科学技術庁の問題は、先ほども申し上げましたように、政府としてはせつかく検討中でございます。この法案も政府が提出いたしておるものではございませぬが、議員立法として提出になつて、それと関連して政府でどう考へるかという御質問でございましたので、

先ほどのようなことを申し上げた次第でございませぬ。いすれにいたしまして、ただいまいろ／＼お話がありました。た点は重々参考にして行きたいと思ひます。

○稻村委員長 他に御質疑もないようですから、明後日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

〔参照〕  
恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(平井義一君外三名提出)に関する報告書  
〔部会により別冊附録に掲載〕